

有限会社 草谷

次世代法に基づく一般事業主行動計画

全ての従業員が、家庭と仕事を両立しながら安心して長く働けるための職場環境を整備していくために、次の行動計画を策定します。

1. 計画期間：令和4年6月1日～令和7年5月31日まで
(3年間)

2. 内容

目 標：妊娠・出産や育児、介護等との両立支援についての相談を受ける相談窓口の設置と担当者の選任を行う。

<取組内容>

- 令和4年 6月～ 相談窓口担当の候補者選定
- 令和4年 7月～ 専門家による相談候補者への研修の実施
- 令和4年 8月～ 両立支援に関する社内規定の整備
- 令和4年 10月～ 相談窓口の設置、担当者の選任
従業員への周知